

第 606 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 3 月 6 日（月）午後 1 時 32 分から午後 2 時 45 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一			8	渡邊 和巳
-	-	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（1 人）

7	大後 護	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 下限面積要件の廃止について

議案第 6 号 令和 5 年度富津市農作業標準賃金について

議案第 7 号 富津市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

専決処分報告について

第 606 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 32 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 606 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、7 番 大後委員が欠席ですので、在籍委員 13 名中 12 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。（定例会終了後、農林水産課から説明ある旨話す。）</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。河津桜が咲き、花粉も飛んでいます。種蒔きも始まる時期になりました、業界にも春が来て欲しいと思います。それでは審議に入ります。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 606 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>（議事録署名人の指名）</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。14 番 白井和子委員、1 番 稲村耕一委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、3 番</p>

鈴木昇委員	<p>鈴木昇委員、お願いします。</p> <p>議案第1号1番について、申請地を3月6日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より東の方向1400m～1900m付近に位置する農地であります。</p> <p>農地の状況は、XXXXXXXXXXは水稻の耕作が行われておりますが、外5筆は何れも休耕状態で雑草等が生い茂っていることから、順次整備を行い耕作可能な状態に復元する計画となっております。営農計画は、水稻、麦、大豆、香味野菜の栽培を予定しております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、習志野市に在住し、君津市の医療法人に勤務する医師であり又、環境NPO法人を設立し代表を務め、仲間たちとともに農業にも取り組んでいる者であります。昨年まで、市内の耕作放棄農地を借受け水稻の栽培を行っておりました。農地を持つことで、持続可能な農業を行うため探していたところ、体調が悪く後継者も居なく離農を考えていた義務者と合意が整い本申請となったものであります。申請地は農振農用地区域内を含む農地、合計面積5,319㎡、権利者の耕作面積は0㎡、農用地区域の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。技術力に関しては、10年程の水稻栽培の経験を活かしながら、引き継ぎ農業法人より指導を受け、労働力等に関しては、農作業経験のあるNPO法人メンバーの協力を得る計画となっております。農機具に関してもトラクター、田植機、トラック等も取得済であることから問題無いと思われれます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。説明の中に有ったように、この件で権利者となる者については、先日、農業委員会運営委員会を開催し面接を実施しています。この面接結果について、運営委員長の澤邊委員から、報告をお願いします。</p>

<p>澤邊委員</p>	<p>私から、申請人欠席により審議未了となった第2回運営委員会を受けて、2月13日午前11時より市役所504会議室で、第3回農業委員会運営委員会を開催し、新規就農者に対する面接を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。</p> <p>当日は、運営委員7名、並びに鈴木昇担当農業委員及び事務局職員の出席のもと、権利者■■■■、不動産仲介業者■■■■の出席により会議を開催しました。審査の過程において、事務局から申請概要及び、権利者より営農計画等の説明を受けた後、質疑応答を行いました。権利者は、環境NPO法人の代表を務め、耕作放棄地の再生、絶滅が危惧される在来昆虫の保護、環境・景観保護に興味があり、亀沢地区の水田を借りて活動を行ってきた、今回、上地先の農地を入手し、農業を通じて地域との交流も図りたい思いもあり申請させていただいたとの話がありました。</p> <p>各委員からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作中の水田があるが、現耕作者との調整は済んでいるのか。 ・耕作放棄地を回復し栽培可能まで年数がかかり大変なことだが、その点は。地元としては期待する。 ・NPO法人の活動状況は。 ・年間労働日数の算出根拠は。 ・農地を入手する以上、きちんと管理する責任がある。また、周辺の人との交流も大切にし、長く続けてほしい。 <p>など、質問や意見が出されました。その後、農地を取得し営農を行う者として適格である者であるか採決を行った結果、全員の賛成を得る結果となりました。以上で私からの報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>澤邊運営委員長からの報告は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認され</p>

議長	<p>ました。</p> <p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、12番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第1号2番について、申請地を3月6日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北東の方向800m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、今まで権利者に水稻の栽培をお願いしておりましたが、高齢で後継者も不在なことから権利者に譲り渡すことで話がまとまり、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの鈴木伸江委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、義務者より水稻栽培の委託を受け行っておりました。高齢で後継者不在なことから権利者へ売渡しの申出をしたところ、自宅近くで耕作にも便利であったため受諾することとし、売買による所有権移転の許可申請であります。申請地は農振農用地区域内農地、合計面積4,067㎡、権利者の耕作面積は20,829.76㎡、農用地区域の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。機械の所有状況、労働力、技術力等に関しましても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって、議案第1号2番は承認されました。</p>

議長	次に、議案第1号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。
澤邊委員	<p>議案第1号3番について、申請地を3月6日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。JR佐貫町駅より南の方向1Km付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は規模拡大のため農地を取得しましたが、主事業の観葉植物販売事業の資金手当てのため、やむを得ず売却するものであります。権利者は自作地に近く耕作に便利であったことから、規模拡大のため購入するもので、水稻の栽培を計画しております。以上です。</p>
議長	担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。
事務局(山口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、本申請地を令和元年に取得し水稻の栽培を行ってききましたが、本業である観葉植物販売事業が新型コロナウイルス感染症の影響等により売上が減少し、併せて暖房用燃料の価格高騰などにより運転資金が不足となり調達のため、売却しようとするものです。権利者は、立地条件が良かったことから規模拡大を目的とし、売買による所有権移転の申請であります。申請地は農振農用地区域内農地、1,117㎡、権利者の耕作面積は34,862㎡、農用地区域の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>では、議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号3番は承</p>

	<p>認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、1番 稲村委員、お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第1号4番について、申請地を3月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より南方向800m付近に位置する農地であります。</p> <p>権利者の自宅前で自作地にも隣接し耕作に便利であるため、規模拡大を目的とした申請であります。営農計画は水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、経営規模縮小のため売却するものであり、権利者は、自宅前で自作地にも隣接し耕作条件が良かったことから、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。申請地は農振農用地区域外農地、539㎡、権利者の耕作面積は6,754.12㎡、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号5番について、担当委員の現地調査及び説明を、</p>

<p>小柴委員</p>	<p>13 番 小柴委員、お願いします。</p> <p>議案第 1 号 5 番について、申請地を 3 月 6 日午前を確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。環小小学より北東方向 3.3Km 付近に位置する農地であります。</p> <p>権利者と義務者は親戚関係であり、相続人がいない義務者の農地を取得するため、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (山口)</p>	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足をさせていただきます。申請地は、相続人不存在の農地であり、相続財産を精算するため相続財産管理人が設けられた農地であります。義務者と権利者は、本家分家の関係であり本家に当たる権利者が立地条件の良い農地であったことから購入するための申請であります。申請地は農振農用地区域外農地で、面積 1,870 m²、権利者の耕作面積は 3,433 m²、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積 1,000 m²を超えているため基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 5 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 5 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第 2 号】</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

	<p>議案第2号1番につきまして、担当委員は大後委員でしたが、今日の定例会に出席できない旨の事前連絡があり、代わりに隣接の森田委員にお願いしましたので、現地調査及び説明を10番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号1番について、申請地を3月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR青堀駅より東の方向約900mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、親と同居をしておりますが、手狭となり、生活環境、利便性において適している本件土地に農家住宅を建築するため、農地転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水はかずさ広域水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、雨水とともに排水路に排水します。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。農家住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>
川口委員	<p>農家住宅とはどういうものですか。</p>
事務局(樋口)	<p>住宅と同時に農業用倉庫も建築して、農家として利用する住宅とな</p>

議長	<p>っています。</p> <p>他にご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、10番森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第3号1番について、申請地を3月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津小学校より南東の方向約750mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は現在、耕作がされておらず、今後の耕作や維持管理も難しい状況であることから、太陽光発電設備を設置して電力の供給と事業収益をはかり、耕作放棄地を有効利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p>

<p>議長</p>	<p>太陽光発電設備として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって、議案第3号1番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号2番について、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第3号2番について、申請地を3月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。君津商業高校より南の方向約250mに位置する、住宅地の中の農地であります。</p> <p>権利者は、現在借家に住んでおり、住家建築を考え、以前暮らしていた富津市で土地を探していたところ、申請地の紹介があり、義務者も申請地の維持管理も困難になっていたことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、道路側溝に放流します。雨水については自然浸透としています。資金については、借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。住宅用地として利用</p>

議長	<p>するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって、議案第3号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号3番について、こちらの担当委員も私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第3号3番について、申請地を3月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。大貫小学校より南の方向約800mに位置する農地であります。1月にも、すぐ近い場所で太陽光発電施設の申請がありました。</p> <p>権利者は、環境に負荷をかけない安全なエネルギー供給として太陽光発電施設を設置するため、条件が適している申請地を農地転用申請するものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第3号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって、議案第3号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、</p> <p>13番 小柴委員、お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第3号4番について、申請地を3月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市民の森管理棟より東の方向約1.5kmに位置する農地であります。</p> <p>申請地は現在、権利者の自宅の進入路として利用されており、継続して進入路として利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は現状のまま利用し、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。進入路として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございます</p>

<p>議長</p>	<p>か。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第3号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって、議案第3号4番は承認されました。</p> <p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。この議案には、百姓王に関する事項が含まれております。よって、農業委員会会議規則第10条の規定により、同社代表取締役の森田委員につきましては、一時退席をお願いします。</p> <p>【森田委員 一時退席】</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和5年第2次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号5-2-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 田 3,031㎡、転貸を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間 10年の新規契約であります。以下、整理番号5-2-65まで、合計で貸し手26名、借り手2名 筆数65筆 面積105,995㎡であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっております。次に、本日お配りいたしました議案添付資料をご覧ください。こちらは、利用権設定各筆明細表の資料でございます。1ページから52ページまでが65件の農用地利用集積計画各筆明細書、53ページから55ページが利用権の設定を受ける者2名の農業経営の状況でございます。個々の説明は省略させていただきます。</p>

議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第4号は承認されました</p> <p>【森田委員、入室着席】</p> <p>【議案第5号】</p>
議長	<p>次に、議案第5号「下限面積要件の廃止について」を議題といたします。こちらは、農地法第3条による権利取得の要件の変更があるとのことなので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(鈴木)	<p>議案5号について、説明いたします。これまで長らく適用してきました、農地法による権利取得時の下限面積要件50アール、いわゆる5反縛りですが、法律の改正によりこの部分を削除し、その施行開始は来月1日からとなっております。よって、今回の総会からは、3条申請＝農地の権利取得の申請/承認の際に、権利取得者の現在の耕作面積を問わないこととなります。そして、委員会が定める別段面積、現在は農振農用地以外を10アールとしておりますが、これは平成30年9月に農業委員会告示として定めていますが、元になっている法律が改正されるということで、効力がなくなることとなります。したがって、この告示が残っていても意味がないことになるので、正式に廃止することに承認を求めるものであります。</p> <p>なお、下限面積を問わない、ゼロにするという大きな変更なので、国からの判断基準等が示されると思っていましたが、現在でもそのようなものは出されていない状況です。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。5反の下限面積を緩和するため、平成30年に当委員会で農振農用地以外は1反の別段面積を設定しまし</p>

議長	<p>たが、法律の改正に合わせてこの決まりを取り外すという議案です。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第5号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第5号は承認されました</p> <p>【議案第6号】</p> <p>次に、議案第6号「令和5年度富津市農作業標準賃金について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ご説明いたします。令和5年度標準作業賃金については、千葉県農業会議より通知のあった料金表の数値で作成しております。農作業賃金は前年度に比較し畑作業に増額があり、機械による作業料金についても、全体的に増額となっております。こちらにつきましては、算定方法等は変わっておりませんが、機械料金や燃料費の大幅な値上がりによるものとなります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第6号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第6号は承認されました</p> <p>【議案第7号】</p>
議長	<p>次に、議案第7号「富津市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>（議案を読み上げて説明）</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。この件について、質疑質問などあり</p>

議長	<p>ますか。【申請に対する決定/処分議案ではないため、簡略記載】</p> <p>Q:耕地面積に動きがないがよいか。転用等での減はどうか。</p> <p>A:現在の統計資料の面積を使用。次の指針更新時に変更する。</p> <p>Q:この指針を定めて委員の仕事は増えるのか。地域計画関連など。</p> <p>A:特にそのようなことは無いと思われる。</p> <p>(このような指針を定めることで)地域農業の活性化になればと思います。他にご質疑ございますか。(なし声)質疑なしということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第7号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第7号は承認されました。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、全て専用住宅として所有権移転するもので、面積は1番が190㎡、2番が208㎡、3番が39㎡、4番が455㎡です。</p> <p>これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>(企業の農地所有についての何か情報は(法律の変更等)⇒次回以降の総会でわかることを伝える)</p> <p>((新年度)活動記録簿について⇒引き続き活動記録の記載が必要な旨を話し、記入を依頼)</p>

会長	<p>事務局から何かありますか。</p> <p>(令和5年度定例会の日程について(予定表配布))</p> <p>(3/3付け農業新聞記事掲載について)</p> <p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第606回の定例農業委員会を終了します。次回の農業委員会総会は4月6日月曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。お疲れ様でした。</p> <p>(市農林水産課からの地域計画に関する説明に続く)</p> <p>閉会 午後2時45分</p>
----	---